

問い合わせ 国民健康保険に加入している方 国民健康保険グループ (☎<sup>05</sup>1771)  
後期高齢者医療保険に加入している方 年金・長寿医療グループ (☎<sup>05</sup>2137)

### 今後のスケジュール (予定)

12月1日まで	新規で加入する方、交付済み保険証の再発行が必要な方に保険証を交付します。 国民健康保険の場合、70歳を迎える方には被保険者証兼高齢受給者証を郵送します。 ※基本的に保険証の有効期限は令和7年7月31日です。途中で70歳、75歳を迎える方や、外国人で在留期限がある方の有効期限は、令和7年7月31日より短い場合があります。
12月2日以降	紛失などによる再発行を含め、新たな保険証は発行しません。 12月1日以前に交付済みの保険証をお持ちの場合、有効期限まで使用できます。 <b>【新規で加入する方】</b> ・マイナ保険証をお持ちでない方には『資格確認書』を、マイナ保険証をお持ちの方には『資格情報のお知らせ』を交付します。 ※後期高齢者医療保険の場合、令和7年7月31日までの間、マイナ保険証の保有状況にかかわらず『資格確認書』を交付します。 <b>【交付済み保険証の再発行が必要な方、マイナ保険証の利用登録を解除した方】</b> ・担当グループの窓口、各支所などで申請していただくことで『資格確認書』を交付します。 <b>【電子証明書の更新を失念した方、マイナンバーカードを返納した方】</b> ・随時、『資格確認書』を交付します。
令和7年7月中旬以降	有効期限が切れる前に、マイナ保険証をお持ちでない方には『資格確認書』を、マイナ保険証をお持ちの方には『資格情報のお知らせ』を郵送します。

## マイナンバーカードを保険証としてご利用ください！

保険証利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を医療機関で利用すると、マイナ保険証のみで高額療養費制度や特定疾病の適用が受けられたり、過去のお薬情報や健康診断の結果などを提供できるため、より適切な医療が受けられたりするほか、負担割合に変更が発生しても保険証や資格確認書のように差し替えの必要がなく、最新の資格情報で医療機関を受診できるなどのメリットがあります。

## マイナンバーカードを保険証として利用するためには

①マイナンバーカードの発行を申請し、マイナンバーカードを取得する

※パソコンやスマートフォン、証明写真機などから申請できます。

②マイナンバーカードを保険証として利用する登録を行う

※医療機関・薬局の受け付け（カードリーダー）やセブン銀行ATM、マイナポータルから登録可能です。なお、利用登録しているかの確認はマイナポータルからできます。

▶マイナポータルアプリのダウンロードはこちらから



**初回相談無料!**

不動産の相続登記・名義変更手続  
会社の設立・役員変更登記・定款作成  
過払金返還請求・債務整理・破産手続

お気軽に  
お問い合わせ下さい **Tel(0143)81-2000**

ホームページ <http://www.etrance-office.com>

司法書士法人 エトランジェ 登別事務所  
司法書士 **黒崎 清**  
登別市千歳町1-5-3 登別市役所入口踏切近く

登別市の **みなさま** 三星が北海道の親木から育てられた  
カナダ産 **ハスカップ** を直輸入

程よい酸味とコクのある上品な甘さ、ルビーのような鮮やかな紫色をお楽しみください。

**ハスカップジャム** **新発売**  
たっぷり大びん 1本 435g  
通常価格 **1,700円** 税込

登別店限定 **お試し記念価格 1,500円** 税込  
11/30まで

**ハスカップソース** **新発売**  
235g **980円** 税込

ご自宅用・おみやげにどうぞ ともにギフト箱(有料)もございます

三星 登別店 **Tel0143-84-6111** 営業時間 9:00~19:00 年中無休  
登別市若草町2丁目14-15

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ ～12月2日から現行の保険証などは発行されなくなります～

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、12月2日から国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証（※）、限度額適用・標準負担額減額認定証（※）などは発行されなくなります。12月2日以降は、新規加入による発行や紛失した場合の再発行、記載事項の変更による差し替えは行いません。

※後期高齢者医療保険のみ。

## ○現行の保険証は12月2日以降も有効期限まで引き続き使えます

交付済みの保険証は、12月2日以降も有効期限（最長で令和7年7月31日）まで引き続き使用できますので、廃棄しないでください。

ただし、12月2日以降に市内転居や世帯分離、世帯主変更など記載事項に変更がある場合、有効期限内であっても使用できなくなります。

## ○12月2日以降は『資格確認書』・『資格情報のお知らせ』を交付します マイナ保険証をお持ちの方      マイナ保険証をお持ちでない方

12月2日以降、マイナ保険証をお持ちの方には、自身の被保険者資格情報を簡易に把握できるよう、交付済み保険証の有効期限が切れる前や負担割合が変わったときなどに『資格情報のお知らせ』を交付します。

※『資格情報のお知らせ』は、医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合などにマイナンバーカードと一緒に提示していただくものです。

※『資格情報のお知らせ』だけで医療機関を受診することはできません。

12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方には、交付済み保険証の有効期限が切れる前に、保険証に代わる『資格確認書』を郵送します（申請不要）。

資格確認書とは、現行の保険証と同様に氏名、生年月日、記号・番号、負担割合などが記載されたもの（カード型）で、マイナ保険証がなくても、資格確認書を医療機関に提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

※マイナ保険証をお持ちでなく、12月2日以降に交付済みの保険証を紛失した方には、担当グループまたは各支所で申請していただくことにより、資格確認書を交付します。

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

### ○保険証の廃止に併せて、限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証を廃止します

12月2日以降、マイナ保険証をお持ちの方は、ご自身の負担区分をマイナポータルで確認してください。

『資格確認書』をお持ちの方は、『資格確認書』に任意で負担区分を併記することができます。

### ○特定疾病療養受療証について

厚生労働大臣が定める特定疾病（人工腎臓を実施する慢性腎不全など）の方に交付される『特定疾病療養受療証』は、12月2日以降も継続して交付します。

室蘭・登別で解体工事・産業廃棄物処理などを行う建設会社です



**EJIRI**  
株式会社 江尻建設  
<http://www.ejiri-kensetsu.jp/>

【本社】室蘭市東町5丁目17番10号 TEL.0143-43-0032  
【登別事業所】登別市大和町2丁目17番地2 TEL.0143-83-5123

**作業員 募集 集中**  
安定の業務量で働きやすい環境  
未経験でもOK! 資格支援制度あり! 各手当も充実!  
お問い合わせはTEL(0143)43-0032

北海印刷なら**選択肢**が**広がります**。



ホームページ      PR映像制作      電子書籍      電子看板      生活情報誌 みてっネっ      印刷物      etc.

北海印刷株式会社      TEL.0143-43-2121